

高速道路ネットワークを「命の道」とするために

川崎縦貫道路と東京外環道の接続構想に関する政策提言
道路整備を阻む“間違った財政観”を問う

川崎市の道路インフラ整備の遅れ

私は令和7年3月定例会(予算審査特別委員会)において、道路インフラの整備に関して質問を行いました。その中で、川崎市における都市計画道路の整備状況が、他の大都市と比較して著しく遅れている点を指摘しました。とりわけ、市道における「4車線道路」の整備距離は、川崎市が約21kmにとどまっている一方で、隣接する横浜市では約103kmに達しており、市域面積を考慮してもその差は大きく、こうした整備の遅れが都市のにぎわいや開発力の差に反映されていることを問題提起しました。

道路は「命を守るインフラ」

私はまた、道路は単なる移動手段のためのインフラにとどまらず、災害時には避難路・救援路・延焼遮断帯として機能する「命を守るインフラ」であることを、改めて強く訴えました。特に、能登半島地震における復旧・復興の遅れを踏まえ、「次の災害に備えるためにも、高速道路ネットワークの強化は不可欠である」との認識を強調したかったのです。

川崎市が担う高速道路ネットワークの要衝

むろん川崎市も、高速道路ネットワークにおいて重要な役割を担っています。たとえば、「東京外郭環状道路(外環道)」が「東名高速道路」まで接続されることは周知のとおりであり、現行計画ではさらに延伸され、第三京浜道路に新たなジャンクションが建設され、その後、首都高速湾岸線までつながる見通しです。

外環道と川崎縦貫道路の接続構想

このとき、外環道を大師ジャンクション経由で川崎縦貫道路と接続するのか、それとも東京都が希望していると聞く既存の東海ジャンクションにつなぐのかは、本市にとって極めて重要な政策判断となります。

そこで私は、川崎市がこれまで整備を進めてきた「川崎縦貫道路」と、現在建設が進められている「外環道」との接続構想について取り上げ、以下のような具体的な事項を質しました。

- ▶ 関越道～東名間の事業主体が、国土交通省と東日本・中日本高速道路会社であること
- ▶ 総事業費が約2兆3,575億円であること
- ▶ 車線数が6車線であること
- ▶ 調布市域での工事が、地盤陥没事故の影響で中断していること

川崎市のスタンスと市長の答弁

さらに、福田市長および藤倉副市長(所管副市長)に対して、将来的に第三京浜や首都高速湾岸線まで接続させる構想の必要性を訴えるとともに、国および東京都との協議の現状と川崎市としてのスタンスについて質しました。

これに対し、市長・副市長ともに「川崎市にとって外環道との接続は都市機能の強化および災害対応能力の向上の観点から極めて重要であり、今後も国・東京都との協議を積極的に進めていく」と明言しました。

特に福田市長は、川崎縦貫道路と外環道の「一体化」も視野に入れて検討していることに触れ、「調査検討を進めていく」と前向きな姿勢を示しました。

課題は財政負担

都市の利便性と安全性を高めるためには、長期的な視野に立った道路整備の推進が不可欠です。

ただし、最大の課題は財政負担です。

仮に川崎市側、すなわち川崎縦貫道路経由で首都高速湾岸線に接続する場合、その整備費用の大部分は川崎市が負担することになります。

一方、東京都側(環状8号線地下)からの接続であれば、東京都がその費用の多くを負担することとなります。このため、東京都も川崎市も積極的に手を挙げられないという事情があるのです。

誤った財政観が公共投資を阻む

本来、このような大規模インフラの整備にあたっては、国が主導して資金負担を行うべきですが、「税は財源」「貨幣は金銀のような実物資産である」といった誤った財政観や貨幣観が、国の財政的役割を制限し、必要な公共投資を妨げています。



市議会控室
〒210-0006
川崎市川崎区宮本町1
川崎市役所
TEL:044-200-5601

Ryusuke's
REPORT
市政レポート
vol.90
2025.4 発行

川崎市議会議員 無所属

三宅隆介

議会報告 令和7年第1回 川崎市議会定例会(予算審査特別委員会)報告

高速道路ネットワークを「命の道」とするために

1
Title

薬誤投与で死亡
医療法に基づき報告を怠る
市立病院の信頼を損ねた指定管理者

2
Title

川崎縦貫道路と東京外環道の
接続構想に関する政策提言
道路整備を阻む“間違った財政観”を問う

三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。大東文化大学文学部 卒業。ユアサ商事株式会社を経て、国会議員秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、現在6期目。川崎市多摩区中野島在住。

市立多摩病院の医療事故と医療法違反を追及！

薬誤投与で死亡 医療法に基づく報告を怠る

市立病院の信頼を損ねた指定管理者

令和7年3月の予算審査特別委員会において、私は市立多摩病院(指定管理者:聖マリアンナ医科大学)において過去に発生した重大な医療事故と、その後の対応について病院局に質疑を行いました。

この事故は8年前、平成29年1月に市立多摩病院で発生したもので、透析薬の誤投与により患者が死亡したという深刻な事案です。令和6年2月28日になって報道機関によって明らかにされるまで、市議会にも報告がなく、私は報道によって初めて知ることとなりました。しかも市立多摩病院は医療法に基づく報告義務をも怠っていました。

以下、その経緯と市側の対応に対する質疑内容をご報告いたします。

質問 三宅隆介

市立多摩病院の指定管理者である聖マリアンナ医科大学には規則上、事例検討に当たって使用した資料や院内での検討経過、そして最終報告など、病院局に対して報告する義務があると思われるが、報告はあったのか、また、それを証明する公文書を提示することはできるのか？

答弁 病院局長：森 有作

院内での検討経過、最終報告書などは、多摩病院から病院局に対して提出したことが確認できなかったことから、多摩病院に対しては口頭で早急に提出を指示するとともに、今後同様の事案には適切に対応することを指導したところでございます。

三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局に正式な書面報告があったのは事故から1年9か月後の平成30年10月であり、その間の検証過程や報告書の提出も確認されていないことが明らかになりました。病院局長によれば、公文書の多くは保存年限を理由にすでに廃棄されており、現在確認できるのは写しなどに限られているとのことでした。

質問 三宅隆介

医療法では、医療事故が発生した場合、病院の管理者は遅滞なく、当該医療事故の日時、場所及び状況のほか厚生労働省令で定める事項を医療事故調査・支援センターに報告しなければならないとされている。指定管理者である聖マリアンナ医科大学は、その法的責務を果たしたのか？

右上に続きます

答弁 病院局長：森 有作

医療事故調査・支援センターへの報告につきましては、遺族の了承が必要であるとの誤った認識があり、未実施であった事実を把握しました。

三宅の視点 ● 隆介の発想

多摩病院が医療法に基づく報告を怠っていたことが判明しました。これは明確に法令違反であり、医療機関としての重大なコンプライアンス上の問題です。

なお、多摩病院は「遺族の了承が必要である」という誤った認識により報告を行わなかったと言い訳をしています。報道により事故が明らかになったのち、令和7年3月8日になって、ようやく報告がなされたとのことでした。

質問 三宅隆介

そもそも当該案件に関わる当時の公文書を確認することができないというのはいかがなものか。公文書の保存期限は法律や条例で定められているものの、誤投与した技士が業務上過失致死の容疑がかけられる可能性があり、事案としては未解決であった以上、当該公文書を保存しておくことが妥当ではなかったのか。もしも裁判等の事態に発展した場合、公文書がないままでどのように対応するのか？

答弁 病院局長：森 有作

今後につきましては、保存期間が経過した文書であっても、現に継続している訴訟に関係するものなどは保存期間を延長するものとしている関係規程に基づき、事務事業等の状況を十分に精査、確認した上で、案件ごとに慎重な対応を行うよう徹底してまいります。

三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局は、重大事故であったにもかかわらず文書が廃棄されていたことを認めています。訴訟等に発展する可能性がある案件については文書の保存期間を延長することが原則とされていますが、その取り扱いが適切でなかった疑いがあります。

質問 三宅隆介

確認するが、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が医療法に基づく届出をしていなかったことを、病院局が知ったのはいつなのか？

右上に続きます

答弁 病院局長：森 有作

報道以降、把握しておりますので、令和7年3月3日頃であったと認識しております。

質問 三宅隆介

なぜ、1年半後の報告の際、医療法に基づく報告をも怠っていたことは報告されなかったのか？

答弁 病院局長：森 有作

その点につきましては今後確認をしていきたいと考えております。

質問 三宅隆介

1年半後、指定管理者協定に基づく報告が為されたとき、病院局は市立多摩病院の開設者である川崎市長に当該医療事故について報告したのか？

答弁 病院局長：森 有作

資料を確認するかぎり、報告した形跡はございません。

質問 三宅隆介

福田市長に訊くが、当該医療事故について市長が知ったのはいつの段階か？

答弁 川崎市長：福田紀彦

私が知ったのは報道で知りました。

三宅の視点 ● 隆介の発想

病院局が市長への報告を怠っていたことが明らかとなり、福田市長ご自身も「報道で知った」と明言され、病院開設者としての責任ある情報共有がなされていなかったことが露呈しています。

質問 三宅隆介

多摩病院(聖マリアンナ医科大学)が使っている事故対応マニュアルは、2016年に策定されているが、これを見ると、医療法による手続と医師法による手続のフロー図がゴチャ混ぜになっている。マニュアルそのものに問題があり、報告をしていなかった可能性はないのか？

答弁 病院局長：森 有作

私も見ましたが、間違っていると思いました。この点につきましては、市立3病院で同じようなマニュアルになるように至急改善を図っていかなくてはいけないものだと思っています。

右上に続きます

三宅の視点 ● 隆介の発想

今回の事案では、指定管理者である聖マリアンナ医科大学が使用していた事故時対応マニュアルにおいて、医師法による手続と医療法による手続が混在し、正確なフローが構築されていなかったことが判明しました。これが医療法上の報告を怠った原因であった可能性があります。少なくとも、市立井田病院や市立川崎病院のマニュアルとは明らかに内容が異なります。ゆえに、市立3病院のマニュアルを統一し、法令遵守を徹底する必要性について強く要望しました。

質問 三宅隆介

市長に伺うが、これまでのやりとりのとおり、病院局のガバナリティが機能していないのは明白です。指定管理者の運営の仕方が悪いのか、あるいは病院局の監督が悪いのか、そもそも公立病院の運営を指定管理者に任せることが問題なのかという点も含め、場合によっては第三者委員会をつくって検討させる必要があると思うが？

答弁 川崎市長：福田紀彦

事実関係をちゃんと整理できていないところが最大の問題だと思いますので、まず徹底して話を整理し、調査した上で検討したいと思っています。

三宅の視点 ● 隆介の発想

今回の一連の問題は、聖マリアンナ医科大学が指定管理者として果たすべき義務(病院局への報告、法令遵守)を怠っていたこと、そして病院局による監督機能が不十分であったことを示しています。

さらに問題なのは、令和6年1月に報告された指定管理者制度の中間評価に、この重大な事故や法令違反が一切反映されていなかったことです。このことから、再評価の必要性和過去の医療事故の再調査が強く求められます。

私は、今後の対応として以下の点を強く要望しました。

- 1 指定管理者による過去の事故対応の再調査
- 2 病院局の監督体制および文書管理体制の見直し
- 3 全市立病院でのマニュアル統一と教育体制の強化
- 4 第三者委員会の設置による客観的な調査と提言
- 5 市民への透明な説明と信頼回復のための対応